

みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

みよし市長 様

私たちは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、連携自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓等を行い当該連携自治体から受理証明書等の交付を受けていること及びみよし市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度を継続していくことを申告します。

申告日： 年 月 日

宣 誓 者			
(よみかた) 氏 名	氏	名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日
(よみかた) 通 称 ※通称で宣誓する人のみ			
住 所 (住民登録しているところ)			
	(アパート名など)		(アパート名など)

※以下の記載欄は必要な場合に記入

ファミリーシップ対象者となることを希望する者						
(よみかた) 氏 名	氏	名	続柄	氏	名	続柄
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日		
住 所						
	(アパート名など)			(アパート名など)		

代 筆 者	
署 名	

宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、代筆者の欄に代筆者が署名してください。

この申告は、宣誓と同様に婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

【みよし市記入欄】

本人確認 書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証
	☐ 旅券 ☐ その他 ()	☐ 旅券 ☐ その他 ()

(裏面)

みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの継続の申告をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

よみかた氏名	記入日	年	月	日
通称	よみかた氏名			
電話番号	通称			
メールアドレス	電話番号			
	メールアドレス			

要綱の規定	確認事項（必ずお二人で確認してください。）		
	項 目	回 答 （該当するものに「✓」を付けてください。）	
（定義） 第 2 条 第 1 号 又は 第 2 号	互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（年齢要件） 第 3 条 第 1 号	申告する当日において、双方が成年に達していること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（居住要件） 第 3 条 第 2 号	双方の住所について、次のいずれかに該当すること。		
	ア	双方又はいずれか一方が市内に住所を有している。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
	イ	双方又はいずれか一方が 3 か月以内に市内への転入（新たに市内に住所を定めることをいう）を予定している。	☐ 左記に該当します 転入予定者： 転入予定日： 年 月 日
（独身要件） 第 3 条 第 3 号 及び 第 4 号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。ただし、申告する者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。 双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（近親者でない） 第 3 条 第 5 号	双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（生計が同一） 第 3 条 第 6 号	ファミリーシップにあることを申告しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（変更の届出） 第 1 0 条	申告した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること	☐ 左記を確認しました	
（返還の届出） 第 1 1 条	双方又は一方の意思によるパートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消、一方の死亡、双方の市外への転出などの理由により受理証明書等を返還する必要がある場合は、速やかに届け出て返還すること	☐ 左記を確認しました	
（無効に係る交付番号の公表） 第 1 3 条 第 2 項	返還しなければならないにもかかわらず、返還がされない場合は、無効による受理証明書等の交付番号を公表することがあること。	☐ 左記を確認しました	
（他の自治体と連携を図る場合の取扱い） 第 1 6 条 第 3 項	転出元である締結自治体又は連携自治体にこの申告書の内容を通知し、受理証明書等の原本、本申告書の写しを送付すること、また、本市が転出元自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けること。	☐ 左記の事項に同意します。	
（遵守事項） 要綱全体	申告時において、また受理証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。	☐ 左記を確認しました	